

野洲市新型コロナウイルス感染症に伴う小規模事業者家賃臨時支援金

一律
10万円

土地・建物

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた市内の小規模事業者で、**店舗等の土地又は建物に係る賃借料の支払いをしている方を支援**するため、「野洲市新型コロナウイルス感染症に伴う小規模事業者家賃臨時支援金」を交付します。

3か月分の賃借料（土地・建物）を限度とします。

対象となる事業者

【小規模事業者（会社・個人事業主）】

中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業企業者のうち、常時使用する従業員（アルバイト・パート等を含む）の数が下記の表に示す範囲の会社及び開業届を出して営む個人の事業者。なお、複数店舗を所有している場合は、1店舗毎の従業員数ではありません。

小規模事業者の業種・従業員数別範囲

業種	常時使用する従業員の数
①製造業、建設業、運輸業その他の業種（②～④を除く）	20人以下
②卸売業	5人以下
③サービス業	5人以下
④小売業	5人以下

上記を満たす個人開業医、農業法人（※ただし、会社法の会社又は有限会社に限る）も対象となります。

※対象にならない団体等

社会福祉法人、特定非営利活動（NPO）法人、一般社団法人・財団法人、公益社団・財団法人、学校法人、宗教法人、医療法人、農事組合法人、組合（農業協同組合、生活協同組合、中小企業等協同組合法に基づく組合等）、有限責任事業組合（LLP）、その他法人格を持たない団体等。

※常時使用する従業員の数

期間を限定して雇用している従業員、会社役員、個人事業主自身は、数に含みません。

主な給付要件

次に示します(1)～(4)のいずれにも該当する方とします。

- (1) 野洲市内に店舗等（現に事業の用に供していると認められるものに限る。）がある小規模事業者であること。
- (2) 令和3年1月1日以前から野洲市内で事業をしており、申請時点で今後も事業継続の意思があること。
- (3) 新型コロナウイルス感染症の拡大により、令和3年1月から11月のうち、**連続した3か月間の事業収入の合計額が、前年又は一昨年の同期間の事業収入の合計額と比較して30%以上減少**したこと。（令和2年に開業し、同期間が3か月に満たない場合は、令和2年の年間収入を開業後月数（開業月を含む）で割った額を3倍した額と比較。）
- (4) 常態的に使用している店舗等の**土地又は建物に係る賃借料**を支払っていること。

提出書類

●小規模事業者家賃臨時支援金交付申請書兼請求書（様式第1号）

●添付書類

(1) 様式第1号に記載した事業収入の額が確認できる資料

→売上台帳、試算表、決算書の月別売上表、法人税の確定申告書別表一等

(2) 業種及び従業員数が確認できる直近の決算書（個人の場合にあっては、確定申告書）の写し

→法人事業概況説明書（個人の場合は、所得税青色申告決算書又は白色収支内訳書）

(3) 市内の店舗等の所在が確認できる資料

→法人の登記事項証明書・個人の営業許可証・店舗の賃貸契約書の写し・決算書及び収支内訳書（確定申告書）等

(4) 店舗等の土地又は建物に係る賃借料の支払いが確認できる資料

→貸主（かしぬし）、賃借料が確認できる賃貸契約書の写し等

(1)～(3)は、「野洲市新型コロナウイルス感染症に伴う小規模事業者応援給付金」の添付書類と重複するため、給付決定を受けている方は、**決定通知書の写しを提出いただくことで省略**できます。

申請方法

郵送による申請、または市役所商工観光課窓口でも受付します。

※要件確認のため、不足する資料の提出を求める場合があります。予めご了承ください。

受付期間

令和3年10月1日（金）から令和3年12月17日（金）まで

（郵送の場合期間内必着でお願いします。）

注意事項！

- ・申請は、1事業者につき、1回限りです。
- ・偽りその他不正の手段により給付金の給付を受けようとしたとき、又は受けたときは、給付金の給付決定を取り消され、返還するものとします。

支援金の申請先・申請に関するお問い合わせ

申請先

〒520-2395

滋賀県野洲市小篠原 2100 番地 1
野洲市 環境経済部 商工観光課

お問い合わせ先

電話 : 077-587-6008（直通）

FAX : 077-587-3835

E-mail : syoukan@city.yasu.lg.jp